

倉敷市施設内広告掲出実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市広告事業実施要綱(平成21年8月3日施行)の規定に基づき、本市が有する施設内部の壁面等への広告物の掲出(以下「広告掲出」という。)に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 本庁，支所，出張所その他本市が有する施設をいう。
- (2) 壁面等 壁面，ガラス面，床面，天井，柱，階段その他施設内部の構造物の表面をいう。
- (3) 許可 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可をいう。
- (4) 広告取扱者 本市と広告掲出について契約を締結する者をいう。
- (5) 広告物 広告取扱者が施設の壁面等に設置する広告掲載のための媒体及び広告をいう。
- (6) 広告物の内容 広告物で使用されている表現，文言，デザイン，色使い等をいう。

(広告掲出の基準)

第3条 施設の壁面等に掲出する広告物は、倉敷市広告掲載基準(以下「基準」という。)に適合するものでなければならない。

(広告掲出の場所，方法等)

第4条 施設の壁面等に掲出を行う広告物の場所及び位置は、施設の用途又は目的を妨げない限度において、市長が別に定めるものとする。

- 2 施設の壁面等に掲出を行う広告物の形状，規格，表示方法，付帯条件等は、施設の用途又は目的を妨げず，かつ，施設の実情に適合する限度において，市長が別に定めるものとする。

(広告物の制作，掲出及び撤去)

第5条 施設の壁面等に掲出する広告物は、広告取扱者が費用を負担するものとし、広告取扱者は、その仕様等について事前に市長と協議を行い、市長の承諾を受けた後に制作し、掲出及び撤去(以下「掲出等」という。)するものとする。

- 2 広告取扱者は、広告物の掲出等を行おうとするときは、施設の用途及び目的又は施設における業務に支障が生じないよう日程、工程等について市長と協議の上、市長の指示に従って施行するものとする。
- 3 広告物の掲出等により施設の壁面等の表面、塗装、構造等をき損したときは、広告取扱者が経費を負担して原状回復するものとする。
- 4 広告取扱者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、本市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

(広告取扱者の募集)

第 6 条 広告取扱者の募集は、市長が広告掲出の対象施設、掲出期間、掲出条件等を決定の上、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(広告取扱者の決定)

第 7 条 広告取扱者の決定は、入札その他の方法で行うものとする。

(広告掲出の審査)

第 8 条 市長は、広告取扱者に対して、広告物の内容を記載したデザイン素材、ラフ・スケッチその他広告掲出の適否を判断するため必要な資料の提出を求め、審査しなければならない。

- 2 市長は、前項の審査の結果、広告物の内容等が法令及び基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告取扱者に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲出の許可)

第 9 条 広告取扱者は、倉敷市財務規則（昭和 4 2 年規則第 2 2 号）に規定する倉敷市行政財産の目的外使用の手続等により市長の許可を受けなければならない。

(広告掲出料)

第 1 0 条 広告取扱者が、広告掲出に伴い、本市に納入する広告掲出料は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 広告料 広告物の取扱いに係る料金をいう。

(2) 使用料 広告の設置に伴う倉敷市行政財産の目的外使用許可に係る料金で、倉敷市行政財産使用料徴収条例(昭和45年条例第15号。以下「徴収条例」という。)の規定に従い算出したものとする。

2 広告掲出料は、契約及び許可後、一括前納するものとする。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

(広告掲出の期間)

第11条 広告掲出の期間は、1月を単位とする。

2 広告掲出の開始日及び終了日は、広告取扱者と市長が協議の上、施設の管理運営状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告物の内容の変更)

第12条 施設の壁面等に掲出する広告物は、1月単位で広告物の内容等を変更することができる。

2 前項の規定により変更を希望する広告取扱者は、第8条と同様の審査を受けなければならない。

(広告掲出の停止)

第13条 市長は、業務上の支障その他特に必要があると認めるときは、広告取扱者と協議の上、掲出中の広告物を一時的に撤去し、又は不可視の状態にすることができる。この場合において、使用料の還付その他の補償は、これを行わないものとする。

(広告掲出の許可の取消し等)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告取扱者への催告その他何らの手続を要することなく広告掲出を取り消し、又は各号に掲げる事由が解消されるまでの期間広告掲出を停止することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。

(2) 前条の規定に広告取扱者が応じないとき。

(3) 第8条第2項の規定による広告物の内容等の変更に広告取扱者が応じないとき。

(4) その他広告掲出に支障があると市長が特に認めるとき。

2 広告取扱者は、前項の規定により広告掲出の取消しがなされた場合であって、当該広告掲出を既に行っているときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

(損害賠償責任)

第 1 5 条 広告取扱者は、広告掲出方法の瑕疵等自己の責に帰すべき事由により、施設をき損し、又は第三者に損害を与えたときは、誠意を持って損害賠償等に当たる責務を有する。

(広告掲出料の返還)

第 1 6 条 既に納付した広告掲出料は、還付しない。ただし、広告取扱者の責に帰すことができない事由により、広告掲出を停止し、又は許可を取り消したときは、この限りでない。

2 第 1 0 条第 1 項第 1 号に定める広告料の還付は、広告掲出に係る期間を 1 月単位で認定して算出する。この場合において、広告掲出の期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月として算出する。ただし、利子を付さないものとする。

3 第 1 0 条第 1 項第 2 号に定める使用料の還付は、徴収条例の規定に従うものとする。

(委任)

第 1 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 2 3 日から施行する。